

長束地区社会福祉協議会施行細則

第1条 この施行細則は、長束地区社会福祉協議会会則(以下会則という)第16条に基づきこれを定める。

第2条 会則第6条に定める会費は、一世帯当たり年間350円とする。

第3条 会則第13条に定める部会は次のとおりとする。

- 1 総務部会
- 2 近隣ミニネットワーク部会
- 3 ボランティア部会
- 4 高齢者部会
- 5 障害部会
- 6 児童部会
- 7 広報部会

第4条 会長を除く協議員は、前条のいずれかの部会に所属するものとする。ただし、2部会以上に所属することができる。

第5条 第3条の各部会に部会長1名、副部会長若干名をおき、各年度当初において、その部会員の協議により選任するものとする。

部会長は、部会に関する事項について意見を取りまとめ、協議会にその結果を報告する。

副部会長は、部会長を補佐し必要により代理をする。

第6条 第3条の各部会は、次の事項を所掌する。

- 1 総務部会
 - (1) 調査活動
 - (2) 研修活動
 - (3) コミュニティ活動
 - (4) 総務事項
 - (5) 長束ふれあいセンター管理運営
- 2 近隣ミニネットワーク部会
 - (1) ネットワーク対象者の選定
 - (2) ミニネットワーク会議の開催
 - (3) 見守り台帳の作成
 - (4) ミニネットワーク体制の推進
 - (5) 災害時あんしんネットワーク体制の推進
- 3 ボランティア部会
 - (1) ボランティアバンクの設置推進活動
 - (2) ボランティア活動の育成・援助
 - (3) 区ボランティアセンターとの連携

- (4) ボランティア講座の開催
- 4 高齢者部会
 - (1) ふれあい推進事業(会食活動、ふれあいサロン、)
 - (2) 敬老会開催
 - (3) 長寿会との連携活動
- 5 障害部会
 - (1) 在宅障害児者の仲間づくり活動の援助
 - (2) 在宅障害児者の訪問援助活動
 - (3) 障害児者団体の地域活動の援助
 - (4) 障害児者の理解のための啓発活動
- 6 児童部会
 - (1) 児童の環境整備活動
 - (2) 青少年非行防止活動の推進
 - (3) 共同保育サークルとの交流
 - (4) 福祉教育の推進事業
 - (5) 母子父子仲間づくりの援助
 - (6) 母子団体の地域活動の援助
- 7 広報部会
 - (1) 広報紙の発行「ながつか」
 - (2) 各種事業の広報活動

第7条 理事会及び協議会は原則として隔月の第二土曜日に長束集会所において開催するものとし、必要により、これを変更することができるものとする。
会長は理事会・協議会の開催日、協議事項などを、予め各理事・協議員に通知するものとする。

附則

施行細則改定経過 平成4年11月9日制定

この施行細則は、平成14年4月1日から施行する。

この施行細則は、平成20年4月1日改定(第6条総務部会及び第7条)